



資料 1

(仮)久喜市自治基本条例 ワークショップ・ニュース 第1号

～みんなでつくろう！新・久喜市のまちづくり～

新市における新しいまちづくり・自治のルールを考える 市民ワークショップを始めました！

久喜市では、平成22年10月から、自治基本条例制定を目指したワークショップを開催しています。

この自治基本条例は、もともと旧久喜市で制定されていました。そして、平成22年3月に旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町、旧鷺宮町が合併し、新久喜市が誕生したことから、新市における新しいまちづくり・自治のルールを検討しようと、ワークショップを行っています。

参加メンバーは62名の公募市民の方々です。これから、平成23年4月の提言書の提出に向けて、新・自治基本条例に盛り込むべき内容を検討していきます。



自治基本条例って何ですか？

まちづくりの基本となるルールで「自治体の憲法」ともいわれている条例です。まちづくりの基本的な考え方や、行政・市議会のあり方、市民のまちづくりへの参加の仕組みなど、みんなで住みやすいまちづくりを行うための基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすかなどの基本的なルール・仕組みを定めているのが一般的です。



なぜ自治基本条例は必要なの？



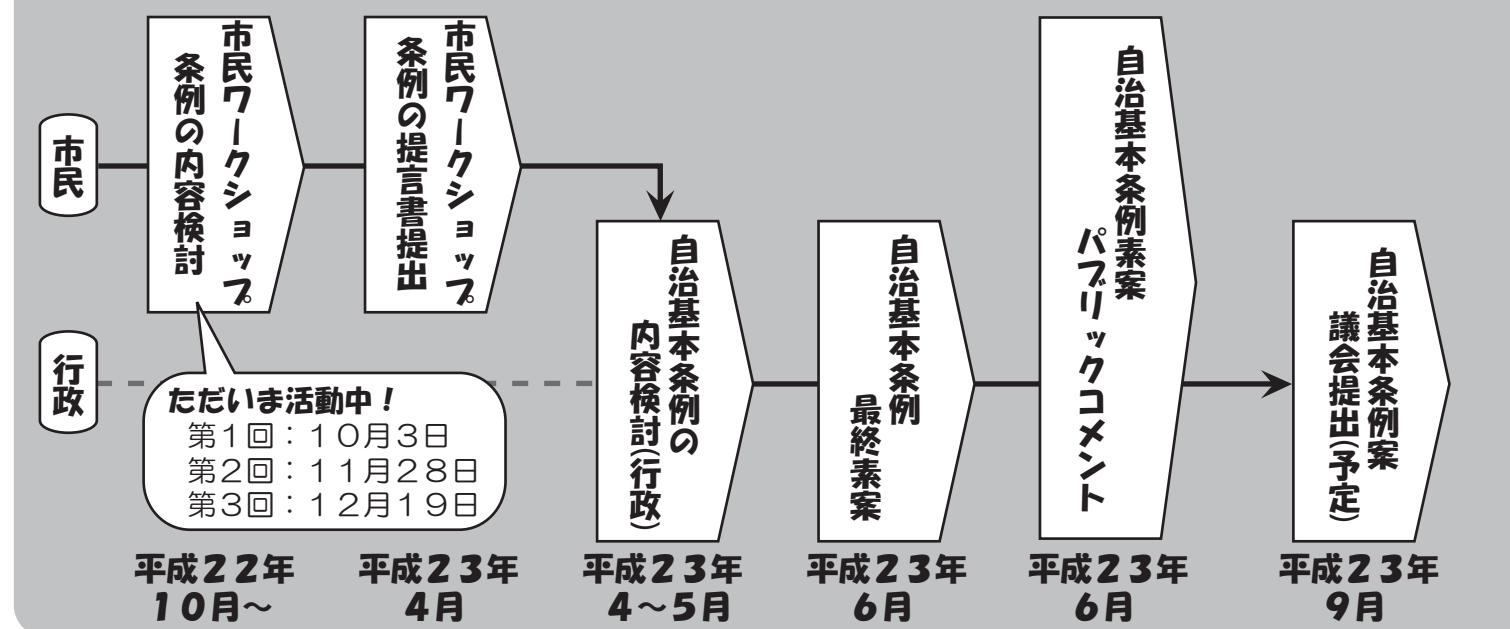
地方分権が確実に進んでいる現在、「自分たちのまちのことは自分たちで責任を持って決める」ことが求められています。また、市民が市に求めるサービスや質が変わりつつある中で、市に頼りきるのではなく、市民がまちづくりに主体的に関わっていく必要性も高まっています。

そのまちづくりを進めるため、共通認識やルールが必要であり、それを示すのが自治基本条例です。

“久喜市をこんなまちにしたい！こんな条例にしたい！” ワークショップでの意見



久喜市における新・自治基本条例づくりのスケジュール(案)



[連絡先]

久喜市市民税務部自治振興課

TEL : 0480-22-1111(内線2622) FAX : 0480-22-3319

〒346-8501 久喜市下早見85-3 E-mail : jichishinko@city.kuki.lg.jp